

鉄道災害対策編

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

鉄道災害対策編 目次

第 1 章	災害予防計画.....	726
第 1 節	鉄道交通の安全のための情報の充実.....	726
第 2 節	鉄道施設・設備の整備・充実等.....	727
第 3 節	鉄道車両の安全性の確保.....	730
第 4 節	鉄道交通に携わる人材の育成.....	731
第 5 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	733
第 6 節	再発防止対策の実施.....	737
第 2 章	災害応急対策計画.....	738
第 1 節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	738
第 2 節	活動体制及び応援体制.....	740
第 3 節	救助・救急・消火活動.....	742
第 4 節	緊急交通路及び代替交通手段の確保.....	743
第 5 節	関係者等への情報伝達活動.....	744

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

本市は、中央東線、中央西線、篠ノ井線が通過し、輸送機関の要衝であることに加え、大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び市民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く普及する必要がある。

第2 主な取組み

市、県及び鉄道事業者等は、鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

1 事故防止のための知識の普及

(1) 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を広く普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市、県及び鉄道事業者が実施する計画（警察本部、鉄道会社）

全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 市、県及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 市及び県は、鉄道事故による市民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

ア 市、県、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画

- (ア) 踏切道の立体交差化
- (イ) 踏切道の構造の改良
- (ウ) 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する計画

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行うものとする。

- (ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守
- (イ) 線路防護施設の整備の推進
- (ウ) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- (エ) 諸施設の新設及び改良

- (オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
 - (カ) 救援車・作業車等の整備
 - (キ) 建築限界の確認
 - (ク) 保安設備の点検・整備
 - (ケ) 非常用具及び応急工事用具、材料は、年2回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。
- また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。

イ 東日本旅客鉄道㈱が実施する計画

復旧機材の保管場所及び主要部品をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 東海旅客鉄道㈱が実施する計画

非常用具及び応急工事用具、材料は、年2回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。

また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するためには、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 市及び県が実施する計画

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。

イ 鉄道事業者が実施する計画

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市及び県が実施する計画

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び市民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施するものとする。

イ 鉄道事業者が実施する計画

(ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握す

るとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努めるものとする。

- (イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努めるものとする。

ウ 北陸信越運輸局が実施する計画

- (ア) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害または列車の脱線その他の鉄道事故による線路または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導するものとする。

- (イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導するものとする。

- (ウ) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生じるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保務めるよう指導するものとする。
また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導するものとする。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故を防止するためには、鉄道車両の安全性をより一層向上させることが重要であり、そのため鉄道事業者は、検査体制の充実に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、検査体制を充実させるため、検査精度の向上及び検査データの科学的分析等に努める。

第3 計画の内容

1 検査体制の充実

(1) 基本方針

鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、検査体制の充実に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する計画

(ア) 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るものとする。

(イ) 車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

イ 北陸信越運輸局が実施する計画

鉄道車両の検査については、IT 技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して研修担当者の教育訓練内容の充実を図るものとする。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより車両故障等の予防を図るものとする。

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

第1 基本方針

大規模鉄道事故及びそれによる被害の拡大を防止するためには、鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めることが重要であり、人材の育成に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、乗務員等に対する教育成果の向上を図るとともに、検査担当者等の教育訓練の充実に努める。

第3 計画の内容

1 人材の育成

(1) 基本方針

鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する計画

(ア) 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

(イ) 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

イ 東日本旅客鉄道(株)が実施する計画

鉄道事故に備え、次の事項について社員に徹底しておくものとする。

(ア) 事故の応急措置及び復旧方法

(イ) 事故情報の伝達及び旅客誘導方法

(ウ) 非常招集の範囲及び方法

(エ) 復旧用具の整備

(オ) その他必要と認める事項

ウ 東海旅客鉄道(株)が実施する計画

鉄道事故に備え、あらかじめ次の事項についての具体的な応急復旧体制を定め、訓練の実施等により、社員に徹底しておくものとする。

(ア) 旅客の救出、救護要請及び医療機関に対する連絡・誘導

(イ) 旅客の誘導、連絡及び案内

(ウ) 社員の非常招集の範囲及び連絡方法

(エ) 事故応急復旧の作業分担

(オ) 応急復旧用機器及び材料の整備

エ 北陸信越運輸局が実施する計画

鉄道事業者に対し、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるよう指導するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する。

第2 主な取組み

- 1 市、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。
- 3 市、県及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 市、県及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立をする。
- 5 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動の体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方法の確立に努める。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備えた人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、事前に情報収集・連絡体制を整備しておく。

(2) 実施計画

ア 市、県及び鉄道事業者が実施する計画

- (ア) 事故発生時の円滑な応急対策のため、日頃から相互の連絡を緊密にし、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われる体制を整備しておくものとする。
- (イ) 特に、鉄道事故を引き起こす恐れのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 通信手段の確保等

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する計画

- (ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努めるものとする。
- (イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話または災害時優先電話の整備に努めるものとする。

イ 北陸信越運輸局が実施する計画

- (ア) 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄道事業者を指導して、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (イ) 鉄道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備または災害時優先電話の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、早期に対応するよう指導するものとする。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指導するものとする。
- (ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会と連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
- (エ) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

震災対策編第2章第5節「救助・救急・医療計画」及び第6節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

イ 県が実施する計画

- (ア) 消防防災ヘリコプターの導入による航空消防防災体制の確立を図るものとする。
- (イ) ドクターヘリによる救急搬送体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 市等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、市民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

ウ 鉄道事業者が実施する計画

- (ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市、県及

び消防機関との連携の強化に努めるものとする。

- (イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努めるものとする。
- (エ) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

- (ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- (イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

イ 県が実施する計画（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況及び医療スタッフの状況等、迅速な情報交換のため、広域災害救急医療情報システムの利用を推進するとともに、効率的な被害者の移送を確保するための整備を図るものとする。
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備するものとする。
- (ウ) 市事故対策本部等へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図るものとする。
- (エ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行うものとする。

ウ 関係機関が実施する計画

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) 塩筑医師会は、他の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) （一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 市、県及び道路管理者が実施する計画

市、県及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ 鉄道事業者が実施する計画

事故発生時の応急活動のために必要となる人員または応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。

ウ 東海旅客鉄道株が実施する計画

緊急自動車の配置箇所長は、台帳を備えつけ、責任者を指定しておくとともに、年3回以上または出動の都度整備を行い、あわせてその機能状態を記録しておくものとする。

6 防災訓練の実施

(1) 基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する計画

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、市及び県の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

7 事故復旧への備え

(1) 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する計画

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 再発防止対策の実施

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

1 事故原因の究明等

(1) 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する計画

- (ア) 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接または間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。
- (イ) 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。

イ 東海旅客鉄道㈱が実施する計画

- (ア) 事故復旧に従事する者は、事故の原因調査に協力するものとする。
- (イ) 事故復旧に従事する者は、関係物件を保持するとともに、現場見取り図、写真等必要な資材を提供するものとする。

ウ 北陸信越運輸局が実施する計画

鉄道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接または間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て運輸安全委員会が行う調査の支援を行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害の共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し、伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、市及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し、伝達する必要がある。

(2) 実施計画

ア 伝達系統は、別紙「鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

イ 市、県及び鉄道事業者が実施する対策

- (ア) 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見または連絡に基づき、市及び県は、直ちに警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。
- (ウ) 発見または連絡に基づき、鉄道事業者は、直ちに危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じるものとする。

ウ 県及び東海旅客鉄道㈱が実施する対策

- (ア) 県及び東海旅客鉄道㈱は、斜面の浮き石、落石等を発見した場合には、「斜面災害対策連絡体制」に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見または連絡に基づき、県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。
- (ウ) 発見または連絡に基づき、東海旅客鉄道㈱は、直ちに危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じるものとする。

エ 北陸信越運輸局が実施する対策

鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導するものとする。

2 その他各種情報等の収集・連絡

(1) 基本方針

事故発生後の第1次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し、伝達する必要がある。

(2) 実施計画

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、別紙「鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには、関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発災後速やかに必要な措置を講じ、必要な体制をとる。
- 2 市及び県は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し、または応援を実施する。
- 3 市及び県は、被害の状況等に応じて、必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続をとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する対策

(ア) 被害拡大防止措置

- a 関係列車の非常停止の手配
- b 乗客の避難

(イ) 活動体制の確立

- a 職員の非常招集
- b 情報収集連絡体制の確立
- c 対策本部の設置

イ 東日本旅客鉄道㈱が実施する対策

(ア) 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努めるものとする。

(イ) 事故が発生したときは、必要により現地対策本部を設けるものとする。

(ウ) 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、必要により対策本部を設けるものとする。

ウ 東海旅客鉄道㈱が実施する対策

(ア) 非常招集の事故が発生したときは、飯田支店内に事故対策本部を、事故現場に事故復

旧本部を設置するものとする。

- (イ) 対策本部と復旧本部との間に、情報連絡を直接行うための臨時直通回線、FAX等必要な情報連絡設備を設置するものとする。

エ 北陸信越運輸局が実施する対策

- (ア) 鉄道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (イ) 鉄道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせるものとする。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導するものとする。
- (ウ) 鉄道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について適切な情報提供に努めるよう指導するものとする。

2 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、市・県は広域応援を要請し、また、他県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

ア 市及び県が実施する対策

- (ア) 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他市町村、他県に応援を求めるものとする。
- (イ) 他市町村、他県における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、県は、自衛隊の災害派遣を要請する。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、震災対策編第3章第5節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

イ 県が実施する対策

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、県地域防災計画風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

第2 主な活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助・消火活動

(1) 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、市、県及び鉄道事業者等が強力に連携する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

イ 県が実施する対策

県地域防災計画風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施するものとする。

ウ 鉄道事業者が実施する対策

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。

エ 北陸信越運輸局が実施する対策

(ア) 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導するものとする。

(イ) 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導するものとする。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

- 1 県は、緊急交通路を確保するため、交通規制を行う。
- 2 鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

1 緊急交通路の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策（警察本部）

緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

2 代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する対策

(ア) 他路線への振替輸送

(イ) バス代行輸送

(ウ) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

イ 北陸信越運輸局が実施する対策

(ア) 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導するものとする。

(イ) 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備するものとする。

第5節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、市民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 市民はもとより一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 市、県及び鉄道事業者が実施する対策

市、県及び鉄道事業者は、相互に緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得たり、市ホームページ等を活用して随時情報の更新を行うものとする。

イ 北陸信越運輸局が実施する対策

鉄道事業者、関係機関等と連携の下、鉄道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の市民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 市、県及び鉄道事業者が実施する対策

市、県及び鉄道事業者は、相互に緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切

に提供するものとする。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得たり、市ホームページ等を活用して随時情報の更新を行うものとする。

イ 鉄道事業者が実施する対策

鉄道事業者は、鉄道の運行等、交通機関利用者及び市民にとって必要な情報の提供を行うものとする。

ウ 北陸信越運輸局が実施する対策

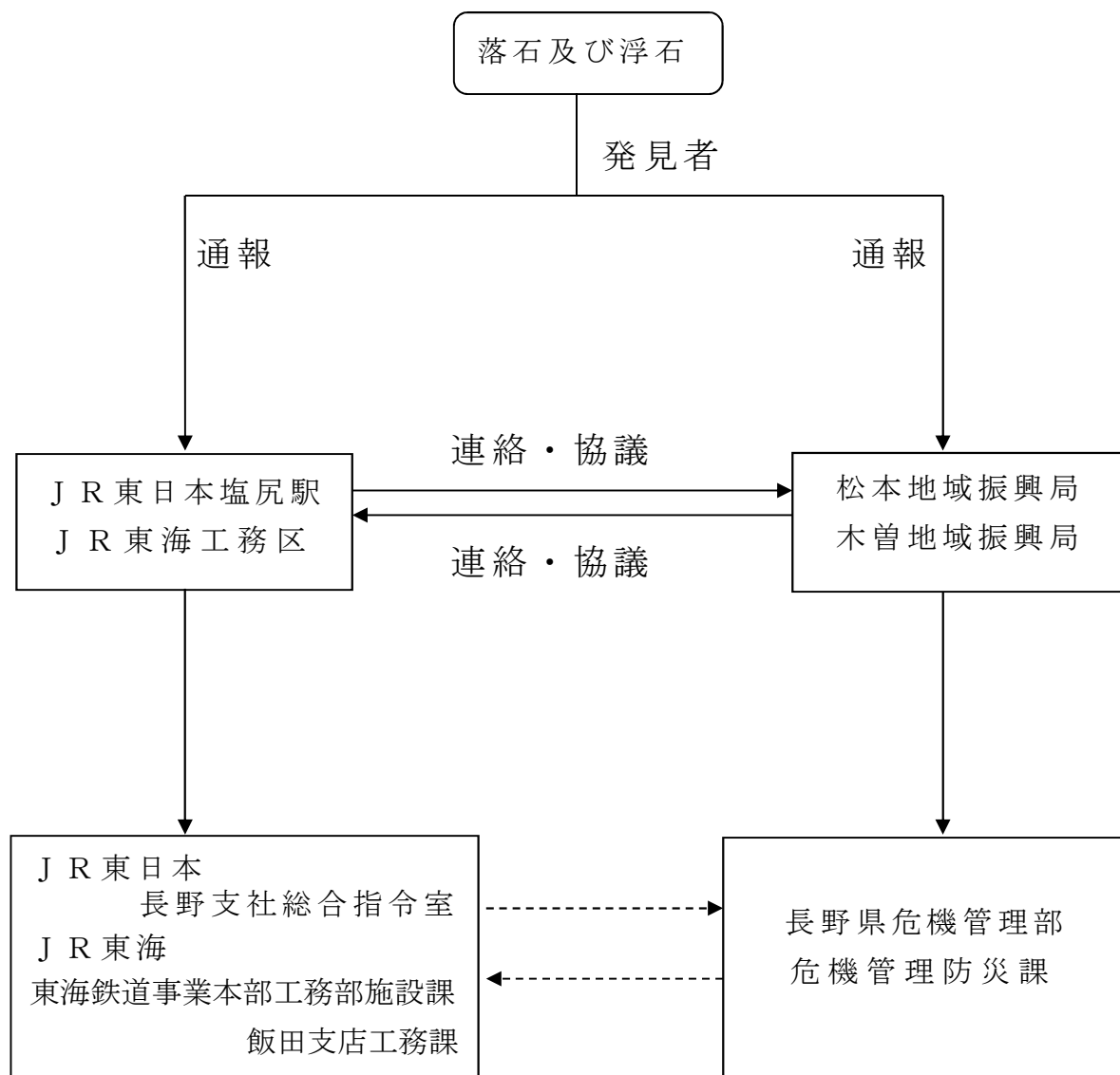
鉄道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じるよう指導するものとする。

報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。

鉄道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導するものとする。

斜面災害対策連絡体制

落石が相互（道路管理者・鉄道事業者）に影響する場合

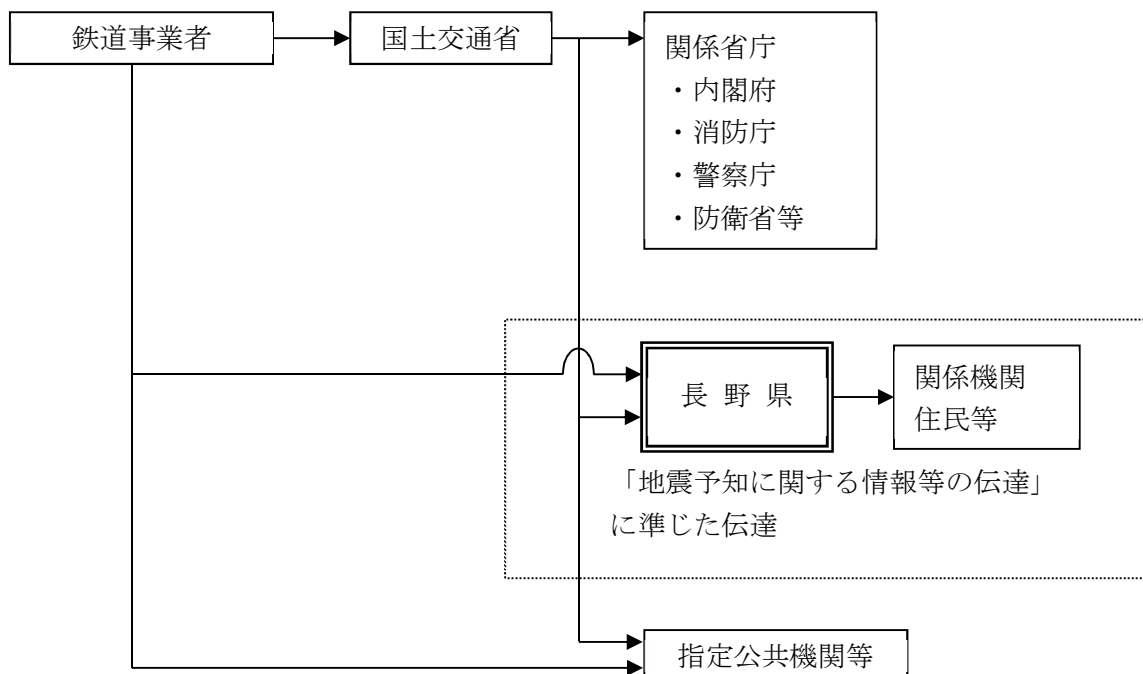


連 絡 先 一 覧 表

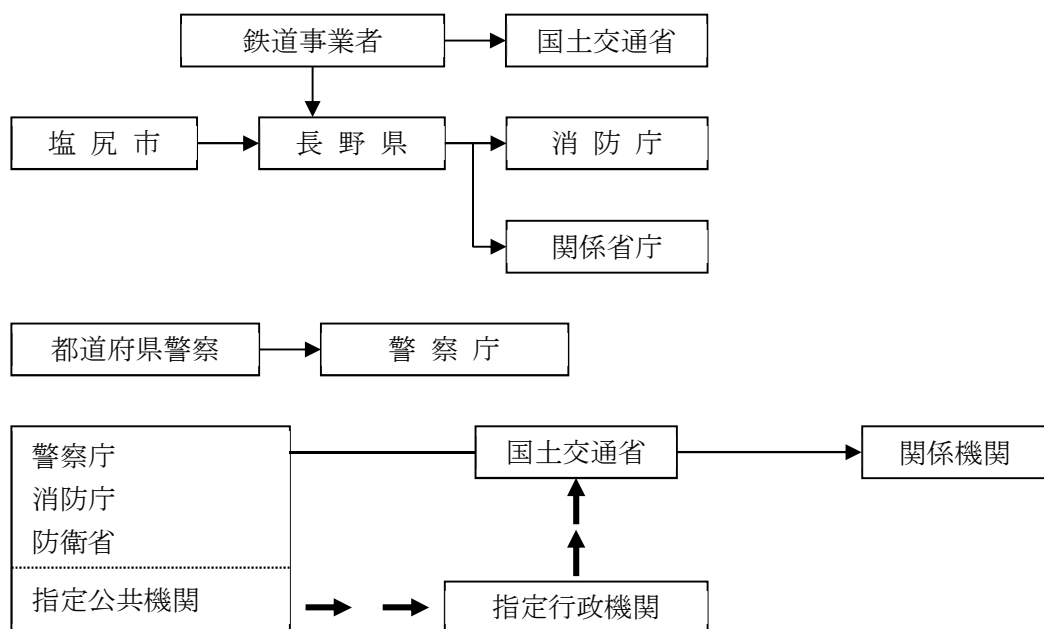
中 央 線	J R 東日本		長野県	
	塩尻駅	TEL0263-52-1838 緊急専用 0263-52-1837	危機管理部 危機管理防災課 危機管理係	TEL026-235-7184 FAX026-233-4332
			松本地域振興局 総務管理課	TEL0263-40-1903 FAX0263-47-7821
	緊急時・夜間連絡先			
	J R 東日本長野支社 総合指令室	TEL026-227-7559	危機管理部 危機管理防災課 松本地域振興局 (代表番号で衛視が対応)	TEL026-323-0111 TEL0263-47-7800
	J R 東海		長野県	
	東海鉄道事業本部 工務部工事課	TEL052-564-2486 FAX052-564-2486	危機管理部 危機管理防災課	TEL026-235-7184 FAX026-233-4332
	木曽福島工務区 (塩尻・十二兼間 234K982m～304K100m)	TEL0264-22-2231 FAX0264-24-3028	木曽地域振興局 総務管理・環境課	TEL0264-25-2213 FAX0264-23-2583
	緊急時・夜間連絡先			
	J R 東海総合指令所	TEL052-564-2466 FAX052-564-2345	危機管理部 危機管理防災課 木曽地域振興局 (代表番号で衛視が対応)	TEL026-235-7184 TEL0264-24-2211

鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

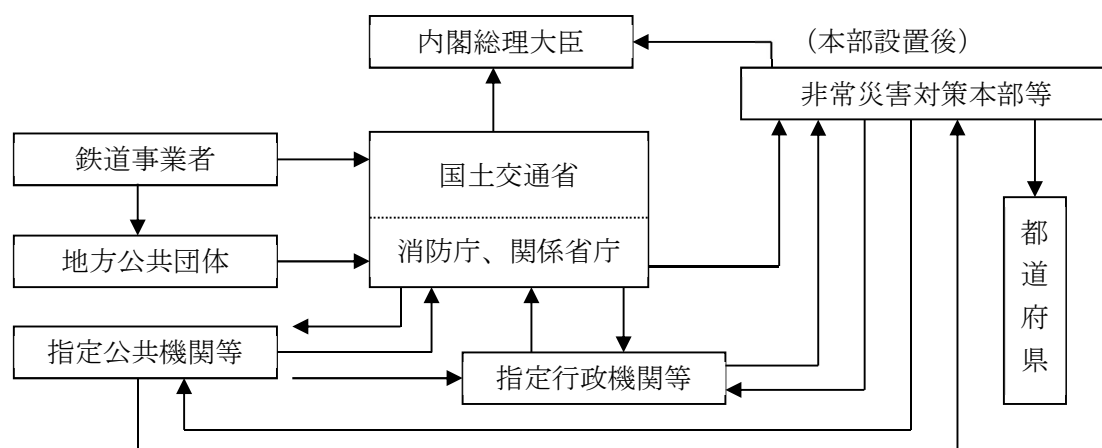


(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

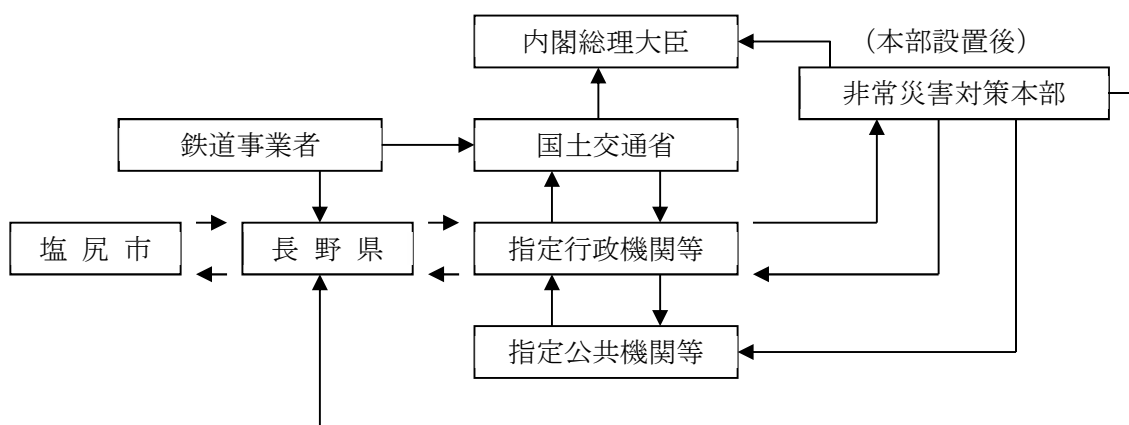


大規模な場合（→ → は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、塩尻市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。